



卓 話



「年金制度の現状」 東京都社会保険労務士会理事 浅岡 純明氏

「年金改革」は次の内閣でも続けられる？

小泉内閣における最重要課題の1つとして登場し、「これで100年はもつ」と鳴り物入りで実



現した「年金改革」でしたが、2年もたたないうちに、予想を上回る人口減少時代の到来、国民皆年金の支柱である国民年金保険料の徴収実績の低迷、同保険料の免除実務を巡る実務上の不祥事などが、毎日のように新聞紙上ににぎわせてきました。これらのことを見聞きするにつけ、「年金改革」は、制度上も実務上もまだ十分でなく、次の内閣でもかなり重要な改革のテーマであり続けることが予想されます。そこで、今回は年金の根底に潜むいくつかの問題について、簡明にご説明したいと思います。

人口減少時代はいつ始まった？

少子・高齢化が進むなか、年金制度の持続性があやぶまれる状況を端的に示す基礎データが「人口推計」です。出生率・死亡率・海外との移動などの見通しをもとに将来の人口を推計する「人口推計」が外れ続け、不信感を増大させてきました。その主な原因は、一人の女性が生涯に産む子供の数を示す出生率の現実が推計を下回っていることにあり、なかでも平成元年の1.57ショック、平成15年の1.29ショックがよく知られています。9月8日に厚生労働省が発表した人口動態統計で、昨年の出生数106万人、死亡数108万人、出生数から死亡数を差し引いた自然増加数が2万人のマイナスとなり、現在の形式で統計を取り始めた明治33年以降で初めての自然減が確定したそうです。なぜ出生率の推計が外れ続けるのでしょうか。専門家の間では、「出産する年齢が高くなりつつあるときは一時的に低下するが、出産を遅らせていた女性が産み始めると再び上向く」傾向への思い入れ、晩婚による高齢出産・一生結婚しない女性の割合の増加、「女性の進学率が高くなり

男女の賃金格差が小さくなればなるほど、結婚・出産で失う所得が多くなって女性が結婚しなくなる」といった社会・経済要因の軽視にあると指摘する向きも少なくありません。

わが国の人口変動は、まず出生率の低下が長く続き、次いで年少人口（0歳～14歳）が減り始め、平成13年をピークに生産年齢人口（15歳～64歳）も減少過程に入りました。他方、老年人口（65歳以上）は平成30年まで急速に増加し、平成56年以降緩やかな減少に転ずるだろうと見込まれています。

年金制度にとっても人口変動は長い時間をかけて徐々に影響をうけるのであり、たとえば今年の出生率が推計を下回ったからといって、ただちに年金制度の崩壊につながるかのように不安をあおりたてるのは無意味なことです。もともと人口が増え続け、経済が成長し続けなければ持続できない制度設計ならば、その前提条件自体が幻想であって、ある程度の幅でそうした変動を吸収できる弾力性をもっていなければならないし、実際にもそうなっています。

損得論争にピリオドは打てたか？

国民年金の空洞化の本当の原因が世代間の負担の不均衡にあるとして議論を呼びました。年金の損得論争は、制度改革のつど厚生労働省が発表する「何人の現役が何人の受給者を支えるか」「給付は自分が払った保険料の何倍になるか」というようなPRIに端を発したもので、あえていえば、保険料の引き上げの必要性は説得できても、国民の間に損得感を増長させ、国自らが年金の空洞化を進めてしまったともいえます。というのも、この様な計算の妥当性は、見方によって随分と変わるからです。

年金の負担と給付のバランスを説明するには、世代間の損益計算を明らかにすることから始める、というのは多分正しい考え方だと思います。しかし、巷間伝えられる世代会計は、ある世代が生涯を通じて得られる政府サービスなどの「受益」と、政府に支払う税金などの負担との現在価値の差額を比較し、世代ごとの受益・負担の格差を認識しようとするものですが、それだけでは十分ではありません。年金制度も時代の要請に従って順次設けられてきたものであり、制度がない間は全て各個人（各世代）にゆだねられてきたのです。その意味で、「昔の働

き手が多くの子供と余命の短い親を扶養したのに比べ、これからの働き手は少ない子どもと余命の長い親を扶養することになる」という歴史的事実も加味されるべきでしょう。そうすれば、この会計モデルから導かれる「社会的扶養」と、年金制度がなかったとした場合の「私的扶養」とを比較することで、年金を巡る損得論争に一定の答えを得ることができるのではないのでしょうか。

年金の一元化は実現する？

わが国の年金制度は、共済年金、厚生年金保険、国民年金などに分かれています。年金制度の一元化は、これらを一つの制度にまとめようという構想で、野党だけでなく与党の一部にも強い主張があります。思うに、制度の分立は結果であって原因ではありません。本当の原因は所得の把握が難しい人々が多数いることにあるのです。解決策として納税番号などの構想を挙げる向きがありますが、番号ならば住民番号や年金番号がすでにありますし、それでも自営業で事業所得税

を申告する人は2、3割にすぎません。税に自主申告の領域がある限り、年金にも同様の領域が残らざるを得ないのではないかと思います。年金一元化の主張とも密接に関連する問題として、年金の保険料を税として徴収する方法（税方式）もよく議論の俎上に載りません。しかし、年金の保険料を被保険者の所得に比例して徴収するとなれば、税方式でも社会保険方式でも所得の正確な把握が必要であり、実務上大差はありません。むしろ、年金原資を全部税金として集めた場合、いわゆる所得再配分の見地から、高所得者に対する年金の支給制限が付けられる可能性すらあります。

結局のところ、国民年金のように、所得がないか、あっても把握が困難な被保険者を多数抱える制度にあっては、「定額保険料プラス給付時2分の1程度の国庫負担」を主軸とする現行のやり方が無難なのではないか、また、その結果完全な年金一元化は困難で、当分の間基礎年金と所得比例年金という二本立ての時代が続くことになるでしょう。